

令和4年度 主要港督励巡視 実施要領

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

1 趣 旨

主要港督励巡視は、港湾労働安全強調期間行事の一環として、督励巡視団が主要港の安全衛生管理体制、港湾荷役作業及び労働災害防止活動の実態を全国的視野に立って巡視し、指導、意見交換等を行うことにより、各主要港における労働災害防止対策の推進、安全衛生水準の向上及び労働災害防止意識の高揚を図り、港湾貨物運送事業における労働災害の減少に資することとするものである。

2 日程、巡視対象港等

実施日	巡視対象港	担当総支部・支部	宿泊地
7月26日（火）	東京港	東京総支部・東京支部	静岡市
7月27日（水）	清水港	東海総支部・清水支部	大阪市
7月28日（木）	大阪港	大阪総支部・大阪支部	北九州市
7月29日（金）	門司港	九州総支部・門司支部	—

3 巡視対象

巡視の対象は、船内荷役作業、沿岸荷役作業、はしけ運送作業、いかだ運送作業、検数・検量作業及び港湾運送関連作業とする。

4 巡視団の編成

巡視団長は、会長が任命する。巡視団員は、各総支部長からおおむね2名の推薦を受け、協会本部が船内班、沿岸班に編成する。

5 巡視団員の集合地

東京港湾福利厚生センター（東京都港区海岸3-9-5） 電話 03-3452-6391
（本部連絡先 電話 03-3452-7201）

6 結団式・解団式

結団式：7月26日（火）東京港督励巡視に先立ち、前記5の場所で結団式を行う。
解団式：7月29日（金）門司港巡視結果の検討会議終了後、解団式を行う。

7 巡視の方法

督励巡視に関する各港共通の行事は、次のとおりとする。

- (1) 港湾荷役作業現場の巡視計画の打合せ
- (2) 港湾荷役作業現場の巡視
- (3) 港湾災防各総支部・支部の安全衛生活動状況の説明
- (4) 現地関係者と巡視団員・同行者との巡視結果の検討会議・講評
- (5) 厚生労働省・所轄労働局担当官による巡視港に対する講評と巡視団員に対する講評・指導

8 説明資料の作成

担当する総支部・支部において、督励巡視対象港における安全衛生活動状況等の説明資料として、次のものを作成する。

- (1) 労働災害の発生状況（令和3年1月～12月及び平成4年1月～6月）
- (2) 安全衛生活動状況（令和3年1月～12月及び平成4年1月～6月）

9 墜落制止用器具の装着

法改正により、高さ6.75メートルを超える高所作業の場合、フルハーネス型の装着が義務づけられたことを踏まえ、巡視の際、船内班、沿岸班問わず団員全員フルハーネス型墜落制止用器具を装着して巡視する。

10 巡視結果の発表

巡視結果は、各港とも検討会議を経て、督励巡視結果発表会議において発表する。

検討会議の際、団員の意見についてパソコンを使用してまとめ、督励巡視結果発表会議では、プロジェクターを使用し、スクリーンに好事例や指摘箇所等の写真を投影して発表する。

11 結果報告書

協会本部において、督励巡視状況を取りまとめて、「主要港督励巡視結果報告書」を作成し、団長から会長に提出する。